東京医科歯科大学病院臨床研究中核病院設置準備室規則

（令和４年１０月２７日
規則第１５３号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）臨床研究中核病院設置準備室（以下「設置準備室」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　設置準備室は、病院長の管理の下に、臨床研究中核病院の申請に向けた業務を行い、本院が国際水準の臨床研究等の中心的役割を担う病院として認知されることを目的とする。

（業務）

第３条　設置準備室は、病院長の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴ 申請に向けた業務全般に関すること。

⑵ その他病院長が必要と認める業務に関すること。

（室長）

第４条　設置準備室に室長を置く。

２　室長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む。）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　室長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

４　室長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、室長の任期の末日は、当該室長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

５　病院長は、室長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

６　室長が任期途中で欠けた場合の後任の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

７　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である室長の任期は、第４項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

８　前項の適用を受けた者の後任の室長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

９　室長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用する。

１０　室長は、病院長の命を受け、設置準備室の業務を総括する。

（室員）

第５条　設置準備室に室員を置き、病院長の指名する者をもって充てる。

２　室員は、室長を助けて設置準備室の業務を整理する。

（事務）

第６条　設置準備室に関する事務は、病院総務課において処理する。

（その他）

第７条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則

この規則は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則（令和６年７月２５日規則第６４号）

この規則は、令和６年７月２５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。